

頑張るアーティスト応援事業QA

【実施主体】

(Q1)

・発表機会が喪失したアーティスト等が発表するために要する経費、とされているが、実際に予定していた発表機会が喪失していないと申請できないのか

(A1)

・イベントの自粛や文化施設の休館などにより、活動機会が現に喪失していることから、実際に予定していた発表機会が喪失していなくても、申請の対象となります。

(Q2)

・市町村や、市町村の出資法人が申請を行うことはできるか

(A2)

・できません。

(Q3)

・〇〇教室（講座）が申請を行うことができるか

(A3)

・〇〇教室（講座）を運営している団体が要件を満たす場合、申請することができます。

(Q4)

・〇〇教室（講座）の指導者等が「創作活動に従事する者」の要件を満たす場合、出演者は全て子ども達（創作活動に従事する者が含まれない）であっても、申請を行うことはできるか

(A4)

・できます。

(Q5)

・「長野県ゆかり」の要件について、一定の活動拠点・活動実績は、どのようなことをいうのか

(A5)

・長野県内に居住、所在されていない場合にあっても、これまで文化芸術の分野で、一定程度以上の県内での活動が認められる者をいいます。

（例えば、定期的に県内で演奏活動を行ってきた団体などが想定されますが、事業計画書の活動実績等で確認をさせていただきます。）

(Q6)

- ・同一の者・団体が、2件以上の申請することはできるのか

(A6)

- ・できません。
(同一の「創作活動に従事する者」が、2件以上の申請に参加することはできません。)

(Q7)

- ・「自由型」で、例えば20人以上のグループによる合作を申請することはできるのか

(A7)

- ・できます。ただし、交付額は1件当たりの上限額までとなります。
なお、人数が多数にわたる創作活動の場合には、「三つの密」を避けるための対策を特に講じることとしてください。

【創作活動・映像作品】

(Q8)

・「オンライン上で鑑賞可能な創作活動の発表」とはどのようなものか

(A8)

・例えば、別の場所にいる複数の者による演奏やパフォーマンスの動画を作成しオンライン上で公開することや、美術作品の制作・作品展示などを動画で撮影することにより、オンライン上で鑑賞可能な映像作品として鑑賞できるものとして発表することなどをいいます。

この場合において、創作活動自体をオンライン上で行うのかどうかは問いませんが、撮影などによりオンライン上で鑑賞できるものとする必要があります（動画形式などは別に指定します）。

(Q9)

・リアルタイムの演奏や制作も、「発表」の対象となるのか。

(A9)

・申請の対象となりますが、事業報告において創作活動に係る映像作品等を提出いただくことから、リアルタイムの演奏や制作を保存した電磁的記録（電子ファイル）をその際に作成する必要があります。

(Q10)

・映像作品はどのように公表されるのか

(A10)

・長野県の文化芸術情報発信サイト「カルチャー・ドット・ナガノ」にて一堂に会して公表させていただくことなどにより、幅広く鑑賞いただくことを予定しています。

(Q11)

・漫画、アニメーション等の作品を申請することができるか

(A11)

・できます。ただし、未発表であることや他の著作権を侵害しないことなどが必要です。

(Q12)

・朗読、リーディング等の作品を申請することができるか
(音声だけの作品が対象になるのか)

(A12)

・できます。この場合、朗読等の対象は実施主体自身が創作した作品に限りませんが、他の著作権を侵害しないことなどが必要です。

(Q13)

- ・創作活動に係る著作権の対応は、誰が行うのか

(A13)

- ・創作活動に係る楽曲の使用など著作権などの対応は、実施主体自身で行っていただきます。なお、長野県における映像作品の公開は、「YouTube」の利用を予定しています。

(Q14)

- ・絵画、彫刻等の作品を申請することができるか
(静止画だけの作品が対象になるのか)

(A14)

- ・できます。展示作品については映像作品（動画）とすることに制約があると思われませんが、不特定多数に鑑賞いただくことから、制作過程や鑑賞者へのメッセージを入れた映像作品（動画）として発表するなど工夫いただくことも考えられます。

(Q15)

- ・既にオンライン上で創作活動を発表している場合に、その発表と同一の内容で申請することはできないのか
また、以前発表したものと同一の内容で、再度、創作活動を行う場合に、申請することはできるか

(A15)

- ・できません。ただし、以前発表したもの（例えば、別の場所での演奏による合作）を、同じ楽曲、同じメンバーなど同一の内容で再度演奏するものは、「既に公開の場において公表・発表が行われた創作活動」とはみなされないことから、申請の対象となります。

(Q16)

- ・既に創作活動を行ったものの、イベントの中止に伴い、未発表となっている作品を申請することはできるか

(A16)

- ・「既に公開の場において公表・発表が行われた創作活動」とはみなされないことから、申請の対象となります。

(Q17)

・創作活動及び映像制作における「三つの密」を避けるために必要な対策について、何か要件はあるのか

(A17)

・創作活動及び映像制作の態様に応じて、必要と考えられる感染症防止対策を講じることとしてください。

(Q18)

・映像作品とする場合の制限時間はあるのか

(A18)

・概ね30分以内を想定していますが、創作活動の内容によってそれを超過する映像とすることも可能です。ただし、不特定多数に鑑賞いただくという観点から、あまりに長時間の作品については審査において考慮させていただくことがあります。

(Q19)

・創作活動の撮影（映像化）は、誰が行うのか

(A19)

・「テーマ型」については、実施主体とは別に長野県が映像撮影する者を配置することを予定しています。（交付決定の際に連絡をさせて頂く予定です）

実施主体自身（又は実施主体自身が委託する者）によって撮影することも可能ですが、そのことによって交付額は変更されません。

・「自由型」については、実施主体自身が映像化を行ってください。

(Q20)

・補助金の交付を受けた創作活動（音楽などの映像作品）について、提出したものと同様の映像作品を実施主体も自由に公表・利用することはできるのか

(A20)

・できます。

(Q21)

・「テーマ型」における「一定の水準を満たすと認められる」とは、どのように審査されるのか

(A21)

・事業計画の提出のあった分野などにおいて、専門的な知見を有する者から意見を徴して審査を行う予定です。

【補助金の交付・創作事業に従事する者】

(Q22)

- ・ 交付額の算定において「創作活動に従事する者」を用いているのはなぜか

(A22)

・ この事業は、従前、文化芸術活動によって一定の収入を確保していた者（創作活動に従事する者）に発表機会を提供することで、その生活や活動を支援することを目的としています。

このことから、交付額の算定は、「創作活動に従事する者」を基にすることとしています。

(Q23)

- ・ 「アーティスト」と「創作活動に従事する者」の関係はどうか

(A23)

・ 創作活動の内容に応じて、次のとおり「アーティスト」と「創作活動に従事する者」が同一になるケースとそうでないケースがあることが想定されます。

＜例＞

- ① 音楽の演奏を行う「アーティスト」3名が、いずれも「創作活動に従事する者」
→ 「アーティスト（グループ）」＝「創作活動に従事する者」（3名）となります。
- ② 音楽の演奏を行う「アーティスト」3名のうち、2名が「創作活動に従事する者」
→ 「アーティスト（グループ）」のうち2名が「創作活動に従事する者」、1名が「創作活動に従事する者」に該当しない者となります。

(Q24)

- ・ 「創作活動に従事する者」が、創作活動を行った期間の長短に応じて、交付額が変わるのか

(A24)

・ 変わりません。一件の創作活動に対して「創作活動に従事する者」の人数に応じて補助金を交付します。

(Q25)

- ・ アマチュアサークル（団体）で、その中に「創作活動に従事する者」がいない場合、申請できないのか。また、その理由はなぜか

(A25)

- ・ できません。（A22 のとおり）

(Q26)

- ・「創作活動に従事する者」における一定の収益を得ることを常態とするとはどのようなことか
また、そのことを証する書類の提出は必要か（どのように審査されるのか）

(A26)

- ・例えばアマチュアの演奏家であっても、出演の際には一定の出演料等が支払われることのある者をいいます（常時でなくとも、支払われることが大半であること）。
そのことを証する書類の提出は不要ですが、活動実績の分かる書類を提出いただくこととしています。

(Q27)

- ・「創作活動に従事する者」のうち「文化芸術活動に係る企画制作、指導学習、舞台運営等を業」として行う者について、例示されているもののほかどのような業種が想定されるのか

(A27)

- ・演出家、舞台（音楽、美術）監督、照明家、音響家などが想定されます。この創作活動のために新たに作品を制作した脚本家、作曲家、作詞家も想定されますが、交付申請を行う創作活動で用いる脚本、楽曲を過去に制作した者（新たに制作した者でない者）は含みません。
(現に交付申請を行う創作活動に従事する者が対象となります)

(Q28)

- ・団体での申請の場合、企画や舞台などの「創作活動に従事する者」には「長野県ゆかりの者」がいるが、創作活動に出演するアーティストには「創作活動に従事する者」、「長野県ゆかりの者」がいない場合であっても、申請できるのか

(A28)

- ・できます。ただし「創作活動に従事する者」の総人数の過半数は、「長野県ゆかり」の者である必要があります。

【補助金の交付・その他】

(Q29)

・事業計画書とともに提出する「アーティスト又は団体のこれまでの文化芸術活動の実績が分かる書類」、「創作活動に従事する者のこれまでの文化芸術活動の実績が分かる書類」について様式等はあるのか

(A29)

・ありません。既存の印刷物などで氏名と活動実績が分かるものがあれば、そのようなものでも構いません。(記載いただく主な事項は提示させていただく予定です)

(Q30)

・事業計画書における「創作予定期間」は、実施期限などがあるのか

(A30)

・採択された企画に基づき、概ね1か月以内に創作活動を行い、映像作品を提出いただくこととしています。
このため、創作予定期間は、6月上旬から7月上旬までを目安としてください。